

計画の趣旨

- 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第8条の規定に基づき作成する『市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画』（法定計画）。令和6年7月の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び令和7年3月の「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」の抜本的な改定に合わせ「古河市新型インフルエンザ等対策行動計画」を**全面改定**。
- 市行動計画は、「**感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する**」及び「**市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする**」の2つを主たる目的とし、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るとともに、**有事には迅速かつ的確に必要な対策を講じるための指針**となるもの。

改定のポイント

1) 計画改定の基本的な考え方

- ・新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえた改定
- ・政府及び県の行動計画との整合を図る

2) 平時の準備の充実

- ・感染症対策物資等の備蓄
- ・実効性のある訓練の実施
- ・人材育成を含めた体制整備

3) 対策項目の拡充

- ・対策項目を6項目から7項目に整理・拡充
- ・偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションの在り方等を整理
- ・各対策項目を3つの段階(準備期、初動期、対応期)で記載 → 特に準備期の記載を充実させた

4) 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ・新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定
- ・状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え

5) DX (デジタル・トランスフォーメーション) の推進

- ・予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備

「新型インフルエンザ等」とは

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ病状の程度が重篤になるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある感染症のことです。代表的なものが**新型インフルエンザ**ですが、その他の未知の感染症も含まれます。



有事の際の対応

▶ 国の作成する政府行動計画は、想定される有事において適切な対応を行うための様々な対策の選択肢（13の対策項目における各取組）をまとめた計画となる。

